府　令

○内閣府令第三十七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

内閣総理大臣　麻生　太郎

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附則中第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（取引部取引企画課取引調査室の所掌事務の特例）

第二条　取引部取引企画課取引調査室は、第五条第二項に規定する事務のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第九条の規定によりなお従前の例によるものとされた事業者団体の届出の受理に関する事務をつかさどる。

附　則

この府令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二号⑿を削り、同号⒀中「第四十九条の十五の二第一項」を「第四十九条の十五第一項」に改め、同⒀を同号⑿とし、同号中⒁を⒀とし、⒂から⒆までを⒁から⒅までとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十条の四の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条第三項の表を次のように改める。

区　別	周　波　数
航行中の航空機の義務航空機局	一　一二一・五MHz 二　当該航空機が航行する区域の責任航空局（当該航空機の航空交通管制に関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。）が指示する周波数
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第二項（同法第九十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定による航空交通情報の提供に関する通信を行う航空局をいう。以下同じ。）が指示する周波数

附　則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

○総務省令第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の十二　空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五）　第四節の十二の二　デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五の二）」を「第四節の十二　デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五）」に改める。

第三条第一号中「第七号に規定する空港無線電話通信及び第八号」を「第七号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項の表六の項中「、第四十九条の十五」を削る。

第四章第四節の十二を削る。

第四章第四節の十二の二中第四十九条の十五の二を第四十九条の十五とし、同節を同章第四節の十二とする。

第四十九条の二十三第一号イ中⑴を削り、⑵を⑴とし、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ　携帯移動地球局の送信装置の条件

⑴　変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調、十六値振幅位相変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

⑵　変調信号は、パルスにより構成されるものであること。

⑶　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ハ　携帯移動地球局が送信又は受信する電波の偏波は、直線偏波又は円偏波であること。

第五十八条中「、八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

別表第一号注23中「注31⑽」を「注31⑼」に改め、同表注31中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷から⑳までを⑶から⑲までとする。

別表第二号第17から第23までを次のように改める。

第17から第23まで　削除